

## 大阪府監査委員告示第63号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、大阪府知事から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成28年10月31日

大阪府監査委員	大西	寛文
同	山本	浩二
同	岸本	佳浩
同	森田	秀朗
同	土井	達也

### 委員意見に対する措置

（行政財産の使用について）

監査対象機関名	一般財団法人 大阪府地域福祉推進財団	
監査実施年月日	委員 平成23年2月4日 事務局 平成23年1月11日から同月12日まで	
監査の結果		措置の状況
<p>大阪府所管課が指定管理者の募集要項上、自動販売機の設置に関して福祉施策目的などのために、特定の法人に限定して契約させることなどを定めることは、そもそも指定管理者側の裁量の余地を狭め、施設の管理運営上の制約が課せられるものであり、民間のノウハウを活用した施設の管理運営の実現を阻害するものである。福祉施策目的などの達成は、広く福祉団体から募集し、競争させ、その中で法人にとって有利な業者に決定することで図れると考える。</p> <p>したがって、大阪府と協議の上、一定の条件を付した入札等により、法人独自で業者を選定できるよう内容を改めるべきである。</p> <p>（なお、本件は、大阪府福祉部子ども室子育て支援課に係る意見ともする。）</p>		<p>大阪府立大型児童館ビッグバン（以下「ビッグバン」という。）における自動販売機の設置契約については、大阪府と協定書を締結し、平成24年度から、広く福祉団体から募集できるよう、見直しを行った。</p> <p>なお、ビッグバンに設置する自動販売機5台分のうち、屋外交流広場2台分については、母子及び父子並びに寡婦福祉法第25条第1項の趣旨を踏まえ、従来どおり、社会福祉法人大阪府母子寡婦連合会と随意契約をしているが、3階3台分については、平成25年4月に公募により事業者を選定した。</p>

(事業計画について)

監査対象機関名	一般財団法人 大阪府地域福祉推進財団
監査実施年月日	委員 平成23年2月4日 事務局 平成23年1月11日から同月12日まで
監査の結果	措置の状況
<p>財団法人大阪府地域福祉推進財団（以下「法人」という。）は、平成23年度以降の自立化に向けた事業計画を策定する予定であるが、具体化されていない。大阪府立大型児童館ビッグバン（以下「ビッグバン」という。）については、平成23年から5年間、指定管理者として管理運営する予定であるが、国際障害者交流センター（ビッグアイ）や大阪府谷町福祉センターの管理運営が他団体へ移管されること、大阪府社会福祉会館の使用料の負担が決定されているなど、事業環境としては厳しい状況にある。</p> <p>また、大阪府とのリスク分担に基づき、法人が負担することが見込まれるビッグバンの修繕費用についての試算もされていなかった。</p> <p>法人は以下の2点について留意し、ビッグバンの運営に取り組まれない。</p> <p>(1) 事業計画及び修繕計画の策定</p> <p>法人の事業規模が縮小していく中、人件費やその他固定的な経費への対応を反映させた事業計画を早急に策定すべきである。また、指定管理期間に係る修繕コスト（設備更新コストを含む）について、その負担の考え方を明確にした上で、具体的に修繕計画を策定し、大阪府との協議を進めていく必要がある。</p> <p>(2) 収支改善につながる取組</p> <p>指定管理者募集要項によれば、ビッグバンは利用料金制が導入されており、収入額が計画額を上回った場合は、当該金額を</p>	<p>(修繕計画について)</p> <p>大阪府と協議の上、平成26年3月に指定管理期間（平成23年～平成27年）における修繕計画を策定した。</p> <p>(事業計画について)</p> <p>措置報告済み</p> <p>(収支改善につながる取組について)</p> <p>措置報告済み</p>

大阪府と法人で折半するが、下回った場合は法人の負担となる  
ことが明示されている。

したがって、収入増及び支出削減の取組は、法人の運営上重  
要な事項であることから具体的に検討されたい。